

確定申告書等作成コーナー

～申告書等作成のための操作の手引き～

株式等の譲渡 前年からの繰越損失を 譲渡所得及び配当所得等から控除 編



前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得と配当所得等から控除する場合の確定申告書の作成の手順を説明します。

なお、この操作の手引きは「平成 28 年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁HPからダウンロードすることができます。）の事例5に準じて作成しています。

～ この操作の手引きをご利用になる前に ～



事前準備・環境確認

申告書の内容の入力

申告書の内容確認・提出
(e-Tax・印刷)

この操作の手引きでは、確定申告書の作成方法を説明しています。

操作を始める前に、以下の内容をご確認ください。

・ 共通の操作の手引きの確認

入力方法やデータ保存・読込方法などを説明した「(共通)e-Tax で送信するための準備編」又は「(共通)書面提出(印刷して提出)するための準備編」を確認されましたか。

・ パソコンなどの環境

「e-Tax を行う際の確認事項(準備編)」画面又は「申告書等印刷を行う際の確認事項」画面に記載した利用環境等を満たしていますか。

・ 入力に必要な書類等

「入力方法選択」画面のご利用ガイドの中の「入力に必要な書類」をクリックして、どのような書類等が必要かを確認されましたか。

■ ご利用ガイド

条件によっては、このコーナーをご利用できない場合がありますので、作成前に必ずお読みください。

■ ご利用になれない方 ※

■ 作成できる書類

■ 入力に必要な書類

■ 入力事例(作成の手順)

■ データの保存・読込

■ 作成後の確認事項



株式等の譲渡所得等について、一定の事由に該当する方は、確定申告書等作成コーナーをご利用になれません。

詳しくは※の「ご利用になれない方」をご確認ください。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

前年分からの繰越譲渡損失を本年分の特定口座（源泉徴収口座）の譲渡所得と配当所得等から控除する場合の操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

※ 特定口座（源泉徴収口座）とは、特定口座のうち、源泉徴収することを選択した口座のことです。



ご利用の特定口座が簡易申告口座か源泉徴収口座か分からない場合には、お手元の特定口座年間取引報告書の「源泉徴収の選択」欄をご覧ください。

平成28年分 特定口座年間取引報告書		フリガナ	勘定の種類	1 保管 2 信用 3 配当等
特定口座開設者	住所 (居 所)	氏 名	口座開設年月日	
	前回提出時の住所又は居所	生年月日	明・大 昭・平	
「1 有」：源泉徴収口座 「2 無」：簡易申告口座			源泉徴収の選択	1 有 2 無

【事例】

私は、平成28年中に辛証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲 渡 区 分	譲 渡 の 対 価 の 額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差 引 金 額
上 場 分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特定信用分	—	—	—
合 計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座を通じて上場株式であるM商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成25年分の損失250,000円、平成26年分の損失300,000円及び平成27年分の損失800,000円）あります。



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従い、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「平成28年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」の事例5をご覧ください。

1 入力方法選択

平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 入力例

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 送信・印刷後の確認事項 終了

入力方法選択

申告する方の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。申告する作成手順「作成開始」ボタンをクリックしてください。

1

給与・年金の方（給与・年金専用）

給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・サラリーマンの方で、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
- ・所得が年金（国民年金、企業年金、個人年金等）のみの方
- ・所得が給与と年金のみの方 など

作成開始

左記以外の所得のある方（全ての所得対応）

全ての所得・控除等に対応した入力画面から、必要な項目を自身で選択・入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・事業、不動産、退職所得のある方
- ・給与と年金以外の所得（配当、一時、譲渡等）があり、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方 など

作成開始

左のボタン選択がお分かりにならない方

表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答へ、回答に応じて表示される画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例

- ・左の作成手順について、どちらを選択すればよいかわからない方 など

作成開始

■ ご利用ガイド

資料によっては、このコーナーをご利用できない場合がありますので、作成前にお読みください。

- ご利用にできない方
- 作成できる書類
- 入力に必要な書類
- 入力事例（作成の手順）
- データの保存・読み込み
- 作成後の確認事項

<作成する申告書等の選択に戻る>

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 補足情報

Copyright (c) 2017 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

- ① 「左記以外の所得のある方（全ての所得対応）」の『→作成開始』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

※ 「よくある質問」の参照方法



入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があります。

よくある質問 検索 入力例

リストから参照する場合は、画面左上の「よくある質問」をクリック

キーワードから検索する場合は、画面右上の入力欄に検索する用語を入力して、「検索」ボタンをクリック

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

確定申告書作成コーナー よくある質問

確定申告書作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、皆様から寄せられたお問い合わせの多い質問を掲載しています。なお、税務相談等に関する質問は「タックスアンサー」をご覧ください。

※ タブレット端末では、パソコンで利用可能なe-Taxによる申告や入力データの保存などの一部機能をご利用になれません。なお、タブレット端末にかかる操作説明は、「操作説明」の「タブレット端末をご利用の方」をご覧ください。

タックスアンサー

キーワードから探す

操作説明	所得税の確定申告書	青色申告決算書・収支内訳書
よくある質問	収入金額・所得金額	収入(売上)金額
入力方法	所得控除	売上原価
申告書等の印刷	税額控除	必要経費
便利な機能	その他	各種引当金・準備金等

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

確定申告書作成コーナー よくある質問

サイト内検索

株式等の譲渡所得等 検索 結果内再検索 同義語拡張検索 検索ヘルプ

検索詳細設定 ソート: 関連の強いもの 表示件数: 20

よく検索されるキーワード:

入力方法 保存 データ読み込み 印刷 送信 電子申告 集計フォーム 給与 医療費 扶養

株式等の譲渡所得等の検索結果 57件

1. 株式等の譲渡所得等

株式等の譲渡所得等 用語の説明 制度の概要・取扱い 株式等の譲渡所得等の特例 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式がある場合) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

2 申告書の作成をはじめる前に

申告書の作成をはじめる前に

次の各項目を入力してください。
 入力が終わったら、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。
 なお、?をクリックすると、項目についての説明（よくある質問）が表示されます。

提出方法選択

作成する確定申告書等の提出方法を選択してください。
【必須】

①
☒ e-Taxにより税務署に提出する。?

☐ 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

生年月日等入力

次の各項目を入力してください。

②

税務署から青色申告の承認を受けていますか？
☐ はい（青色申告の承認を受けている）

※ 青色申告とは、事業所得や不動産所得、山林所得を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。

③

2 生年月日 **【必須】**
 申告される方の生年月日を入力してください。

昭和

37

年

12

月

27

日

※ 入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

所得・所得控除等の入力フォームについて

 以下にチェックを付けて「入力終了（次へ）」をクリックすると、申告書の様式をイメージした入力画面をご利用いただくことが可能です。

④
☐ 申告書の様式をイメージした入力画面で申告書を作成する

< 戻る ⑤

入力終了（次へ）>

- ① 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。
 （これまでの画面で選択している場合は、選択された状態で表示されます。）
- ② 青色申告の承認を受けている場合は、「はい」にチェックします。
- ③ 「生年月日」を入力します。
 （これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。）
- ④ 申告書の様式をイメージした入力画面に基づいて収入等の入力を行う場合には、「申告書の様式をイメージした入力画面で申告書を作成する」にチェックします。
- ⑤ 『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額入力

収入金額・所得金額入力

収入金額・所得金額に関する項目の入力を行います。
 入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
 必要な項目の入力が終了したら、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。
[→入力の流れを確認する](#)

総合課税の所得

(単位：円)

所得の種類		入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)	
事業所得（営業・農業） ?		入力する			?
不動産所得 ?		入力する			?
利子所得 ?		入力する			?
配当所得 ?		入力する			?
給与所得 ?		入力する			?
雑所得 ?	公的年金等	入力する			?
	その他	入力する			
総合譲渡所得 ?		入力する			?
一時所得 ?		入力する			?
合計 ? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。					?

分離課税の所得

(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)	
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する			?
株式等の譲渡所得等 ? ①	入力する			?
上場株式等に係る配当所得等 ?	入力する			?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する			?
退職所得 ?	入力する			?

[決算書・収支内訳書作成コーナーへ](#)

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は
訂正する方はこちらをクリックしてください。

＜ 戻る

入力終了(次へ)>

- ① 株式等の譲渡所得等の『入力する』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制（入力項目の選択1）」画面へ進みます。

4 金融・証券税制（入力項目の選択1）

次の画面が表示されますので、質問について「はい」又は「いいえ」を選択します。

金融・証券税制（入力項目の選択1）

i 平成28年1月から、国債の利子や上場株式の配当などと、上場株式等の譲渡損失を通算することが可能となっています。[金融・証券税制の内容については、こちらをご覧ください。](#)
[入力の流れを確認する。](#)

次画面以降で、[利子所得・配当所得・株式等の譲渡所得等](#)・[上場株式等に係る配当所得等](#)の全てについて、申告する内容に応じた画面を表示させるため、次の質問にお答えください。

	はい	いいえ
① 平成28年中に株式・投資信託・公社債の売却等を行いましたか。	☒	☐
② 書面で「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成していますか。	☐	☒

1 面

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電 話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
前年度繰越控除額	円	円

※ 「はい」を選択された場合、書面で作成済みの「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は申告書等と併せて提出してください。

＜ 戻る
入力終了(次へ)＞

- ① 「1 平成28年中に株式・投資信託・公社債の売却等を行いましたか。」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「はい」を選択します。
- ② ①で「はい」を選択すると表示されますので、『2 書面で「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成していますか。』の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「いいえ」を選択します。
- ③ 『入力終了(次へ)＞』ボタンをクリックします。

5 金融・証券税制（入力項目の選択2）

次の画面が表示されますので、質問について「はい」又は「いいえ」を選択します。

金融・証券税制（入力項目の選択2）

入力例

下の質問について、上から順番に質問に回答してください。
 回答を選択したことによりボタンが表示されました、そのボタンをクリックし、移動先の各画面で入力してください。（移動先での入力が終了したら、この画面に戻ります。）
 入力が終わりましたら、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

1 平成28年中に次のことをしましたか。

① (1) <u>特定口座</u> で、株式等の売却等又は配当等・利子等の受領をしましたか。 ?	はい ☒	いいえ ☐
② 「特定口座年間取引報告書の内容」を入力する 未入力		
(2) 特定口座以外で、 <u>配当等</u> を受領しましたか。 ?	はい ☐	いいえ ☐
(3) 特定口座以外で、 <u>利子等（申告できないものを除きます。）</u> を受領しましたか。	はい ☐	いいえ ☐
(4) 特定口座以外で、 <u>株式等の売却等（※）</u> をしましたか。	はい ☐	いいえ ☐

2 平成27年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか。

< 戻る
入力終了（次へ）>

- ① 「(1) 特定口座で、株式等の売却等又は配当等・利子等の受領をしましたか。」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「はい」を選択します。
- ② ①で「はい」を選択すると『「特定口座年間取引報告書の内容」を入力する』ボタンが表示されますので、クリックします。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

6 金融・証券税制（特定口座）

ここでは、特定口座（源泉徴収口座）の取引について、金融商品取引業者等（証券会社など）から送付された「特定口座年間取引報告書」を基に入力します。

金融・証券税制（特定口座）

特定口座の取引を、平成28年分の「特定口座年間取引報告書」を基に、1口座ずつ、当てはまる項目を入力してください（源泉徴収口座のうち申告しないものについては、入力不要です。入力するものがない場合は、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください）。

入力例

1件目

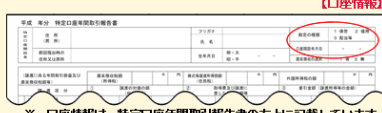
1. 口座情報の入力

① 口座の種類 ☒ 源泉徴収口座 ☐ 簡易申告口座

② 1) 勘定の種類 ☒ 1 保管 ☐ 2 信用 ☒ 3 配当等

2) 口座開設年月日 平成 21 年 7 月 14 日

【口座情報】



※ 口座情報は、特定口座年間取引報告書の右上に記載しています。

この源泉徴収口座について申告するものを選択してください ③ ☒ 譲渡損益 ☒ 配当等

注意

1 源泉徴収口座の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。

2 源泉徴収口座の譲渡損益と、その源泉徴収口座の配当等のいずれかのみを申告することもできます。

3 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

2. 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力

	④ 源泉徴収税額 (所得税)	61,260 円	株式等譲渡所得割額 (住民税)	20,000 円
--	-------------------	----------	--------------------	----------

譲 渡 区 分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
④ 上 場 分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特 定 信 用 分	円	円	円
合 計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

平成 28 年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所 (居 所) E 市〇×町 53-8	フリガナ フクオカ ヨシコ	氏 名 福岡 良子
前回提出時の住所又は居所	生年月日 明・大 37・12・27	勘定の種類 ☒ 1 保管 ☐ 2 信用 ☒ 3 配当等	口座開設年月日 21・7・14
		源泉徴収の選択 ☒ 1 有 ☐ 2 無	

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等) ④	源泉徴収税額 (所得税)	千 円 61 260	株式等譲渡所得割額 (住民税)	千 円 20 000	外国所得税の額	千 円 0
--------------------------	--------------	------------	-----------------	------------	---------	-------

譲 渡 区 分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に 要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上 場 分	5 000 千 000 円	4 600 千 000 円	400 千 000 円
特 定 信 用 分			
合 計	5 000 000	4 600 000	400 000

① 申告する特定口座年間取引報告書の「口座の種類」を選択します。この事例では「源泉徴収口座」を選択します。

② 特定口座年間取引報告書に記載されている「勘定の種類」を選択します。この事例では「1 保管」及び「3 配当等」を選択します。

なお、「口座開設年月日」は申告書等を e-Tax（電子申告）により提出する場合に入力します（申告書等を書面により提出する場合は表示されません。）。

③ この源泉徴収口座について申告するものを選択します。この事例では「譲渡損益」及び「配当等」を選択します。

④ 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」を入力します。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

続いて、特定口座に受け入れた配当等について、入力します。

3. 配当等の額及び源泉徴収税額等

入力例

現在、配当所得の課税方法は、**未選択**です。 [総合課税と申告分離課税について](#)

課税方法は、配当等を申告する場合には、次の画面で選択（又は切り替え）することができます。（単位：円）

種類	配当等の額	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	
④株式・出資又は基金	60,000			
⑤特定株式投資信託				
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託（⑤、⑦及び⑧以外）				
⑦オープン型証券投資信託				
⑧国外株式又は国外投資信託等				
⑨合計（④+⑤+⑥+⑦+⑧）	60,000			
⑩公社債				
⑪社債的受益権				
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託（⑬及び⑭以外）				
⑬オープン型証券投資信託				
⑭国外公社債等又は国外投資信託等				
⑮合計（⑩+⑪+⑫+⑬+⑭）				
⑯繰越損失の金額				
⑰差引金額（⑨+⑮-⑯）	60,000			
⑱納付税額		9,189	3,000	
⑲還付税額（⑨+⑮-⑱）				

※ 還付税額欄ではなく、納付税額欄を入力することにご注意ください。

配当所得に係る負債（配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、こちらに入力してください。）

（配当等の額及び源泉徴収税額等）		配当等の額	源泉徴収税額（所得税）	配当割額（住民税）	特別分配金の額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等	④株式・出資又は基金	60千 000円	9千 189円	3千 000円		
	⑤特定株式投資信託					
	⑥投資信託又は特定受益証券発行信託（⑤、⑦及び⑧以外）					
	⑦オープン型証券投資信託					
	⑧国外株式又は国外投資信託等					
	⑨合計（④+⑤+⑥+⑦+⑧）	60 000	9 189	3 000		
上記以外のもの	⑩公社債					
	⑪社債的受益権					
	⑫投資信託又は特定受益証券発行信託（⑬及び⑭以外）					
	⑬オープン型証券投資信託					
	⑭国外公社債等又は国外投資信託等					
	⑮合計（⑩+⑪+⑫+⑬+⑭）					
	⑯繰越損失の金額	60 000				
	⑰差引金額（⑨+⑮-⑯）					
	⑱納付税額		9 189	3 000		
	⑲還付税額（⑨+⑮-⑱）					

（摘要）

⑤ 「配当等の額」を入力します。

⑥ 配当等の額に対する「源泉徴収税額（所得税）」及び「配当割額（住民税）」を入力します。

⑦ 配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、その金額を入力します。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

※ 「名称」の入力文字数は、「証券・銀行名等」及び「本支店名等」の区分名を含め、80文字までの入力となります。

所在地 A市△町4-3

金融商品取引業者等
入力方法はこちら

証券・銀行名等
証券

名称
山手

本支店名等
支店

5. 「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」の入力

必要経費又は譲渡に要した費用等の名称 (金角11文字以内)	金額(円角)

入力する「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件入力する」ボタンをクリックして入力してください。

⑧ **⑨** **もう1件入力する**

- ⑧ 金融商品取引業者等の所在地・名称を入力します。

なお、「所在地」は申告書等を電子申告（e-Tax）により提出する場合に入力します（申告書等を書面により提出する場合は画面に表示されません。）。

- ⑨ 複数の特定口座を入力する場合には、①～⑧の必要項目を入力後、『もう1件入力する』ボタンをクリックします。

(入力結果一覧)

	金融商品取引業者等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額 (所得税)		配当等の額 (譲渡損失との損益通算後)	源泉徴収税額 (所得税)		必要経費等
			株式等譲渡 所得割増額 (住民税)	配当割増額 (住民税)				
修正	山手証券山手支店/A市△町4-3	400,000円	61,280円		60,000円	9,189円		
削除			29,000円			3,000円		

※ e-Taxにより申告する場合は、この画面を入力することで、「特定口座年間取引報告書」の特定口座に関する入力完了となります。（詳しくはこちら）

⑩ **⑪** **入力終了(次へ)>**

- ⑩ 入力した内容が表示されますので、内容を確認します。

- ⑪ 全ての入力が終わりましたら、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

【注意】

- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得又はその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得とその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座における上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失を申告する場合には、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等も併せて申告しなければなりません。
- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を含めないで申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得又は上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告することとする変更もできません。



7 金融・証券税制（配当所得の課税方法選択）

ここでは、配当所得の課税方法を選択します。

金融・証券税制（配当所得の課税方法選択）

配当所得の課税方法の選択

次のいずれかを選択してください。
【必須】

①

☐ 総合課税を選択する（[配当控除](#)を受ける方はこちら）。

☒ 申告分離課税を選択する（[上場株式等に係る譲渡損失との損益通算](#)や[繰越控除](#)をする方はこちら）。

[→総合課税と申告分離課税について](#)

※ [特定上場株式等の配当等（配当所得に該当するものに限ります。）](#)については、申告する全てのものについて、総合課税と申告分離課税のいずれか同じ課税方法を適用する必要があります。

< 戻る ②

入力終了（次へ）>

① 配当所得の課税方法について、「総合課税を選択する。」又は「申告分離課税を選択する。」のいずれかを選択します。この事例では「申告分離課税を選択する。」を選択します。

② 『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

8 金融・証券税制（入力項目の選択2）

「金融・証券税制（入力項目の選択2）」画面に戻りますので、引き続き、質問について「はい」又は「いいえ」を選択します。

金融・証券税制（入力項目の選択2）		
入力例 下の質問について、上から順番に質問に回答してください。 回答を選択したことによりボタンが表示されました、そのボタンをクリックし、移動先の各画面で入力してください。（移動先での入力が終了したら、この画面に戻ります。） 入力が終わりましたら、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。		
1 平成28年中に次のことをしましたか。		
(1) 特定口座で、株式等の売却等又は配当等・利子等の受領をしましたか。?	はい ☒	いいえ ☐
「特定口座年間取引報告書の内容」を訂正・削除		入力済み (上場株式の配当等：申告分離課税)
(2) 特定口座以外で、配当等を受領しましたか。?	はい ☐	いいえ ☒
(3) 特定口座以外で、利子等（申告できないものを除きます。）を受領しましたか。	はい ☐	いいえ ☒
(4) 特定口座以外で、株式等の売却等（※）をしましたか。	はい ☐	いいえ ☒
2 平成27年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか。		
「繰り越された譲渡損失」を入力する		未入力
< 戻る		入力終了(次へ)>

- ① 「(2) 特定口座以外で、配当等を受領しましたか。」「(3) 特定口座以外で、利子等を受領しましたか。」及び「(4) 特定口座以外で、株式等の売却等をしましたか。」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例ではいずれも「いいえ」を選択します。
- ② 「平成27年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか。」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「はい」を選択します。
- ③ ②で「はい」を選択すると『「繰り越された譲渡損失」を入力する』ボタンが表示されますので、クリックします。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

9 金融・証券税制（前年から繰り越された損失額）

ここでは、平成 27 年分の確定申告で提出した「平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に、平成 28 年分の譲渡所得や配当所得等から控除する損失額の入力を行います。

1 面		2 面													
平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用） 住所：E 市 O × 町 5 3 - 8 フリガナ：フクオカ ヨシコ 氏名：福岡 良子 この付表は、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は 3 年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。 ☐ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算 （赤字の金額は、△を付けてください。2面の2も同じです。） ☐ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。 (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-②) △を付けて、申告書第三表へ 円 (③の金額 ≥ ④の金額 の場合には 0 と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (④-③) 申告書第三表へ (③の金額 ≥ ④の金額 の場合には 0 と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。		2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>譲渡損失の生じた年分 (※ 1)</th> <th>前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※ 2)</th> <th>本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※ 3)</th> <th>本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦ (⑥-⑤-④) 円 250,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑧ (⑥-⑤-①) 円 300,000</td> </tr> </tbody> </table> (注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告のその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。		譲渡損失の生じた年分 (※ 1)	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※ 2)	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※ 3)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額				⑦ (⑥-⑤-④) 円 250,000				⑧ (⑥-⑤-①) 円 300,000
譲渡損失の生じた年分 (※ 1)	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※ 2)	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※ 3)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額												
			⑦ (⑥-⑤-④) 円 250,000												
			⑧ (⑥-⑤-①) 円 300,000												

金融・証券税制（前年から繰り越された損失額）	
「平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」(2 面) (主) を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。 金額にはマイナスを付けずに入力してください。	
入力例	
1. 平成 25 年の譲渡損失の繰越額 （平成 27 年分「確定申告書付表」の⑦欄）	① 250,000 円
2. 平成 26 年の譲渡損失の繰越額 （平成 27 年分「確定申告書付表」の⑧欄）	② 300,000 円
3. 平成 27 年の譲渡損失の繰越額 （平成 27 年分「確定申告書付表」の⑤欄）	③ 800,000 円
(主) 更正の請求書又は修正申告書を作成する場合には、入力できる前年から繰り越された損失額は、平成 28 年分の確定申告において申告した損失額が限度となりますので、「平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に入力してください。	
< 戻る ④ 入力終了(次へ) >	

①～③ 「平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に、各年の繰越額を入力します。

④ 『入力終了(次へ) >』 ボタンをクリックします。

10 金融・証券税制（入力項目の選択2）

金融・証券税制（入力項目の選択2）		
入力例 下の質問について、上から順番に質問に回答してください。 回答を選択したことによりボタンが表示されましたら、そのボタンをクリックし、移動先の各画面で入力してください。（移動先での入力が終了したら、この画面に戻ります。） 入力が終わりましたら、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。		
1 平成28年中に次のことをしましたか。		
(1) 特定口座で、株式等の売却等又は配当等・利子等の受領をしましたか。	はい ☒	いいえ ☐
「特定口座年間取引報告書の内容」を訂正・削除		入力済み (上場株式の配当等：申告分離課税)
(2) 特定口座以外で、配当等を受領しましたか。	はい ☐	いいえ ☒
(3) 特定口座以外で、利子等（申告できないものを除きます。）を受領しましたか。	はい ☐	いいえ ☒
(4) 特定口座以外で、株式等の売却等（※）をしましたか。	はい ☐	いいえ ☒
2 平成27年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか。		
「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除		入力済み
< 戻る		① 入力終了（次へ）>

① 『入力終了（次へ）>』 ボタンをクリックします。

※ 『訂正・削除』 ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

11 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認 1）

入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認 1）

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	5,000,000円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①+②）	③	円	5,000,000円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	4,600,000円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	4,600,000円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	円	400,000円
特定投資株式の取得に要した金額の控除		⑩	円	円
所得金額（⑨－⑩）		⑪	円	400,000円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		400,000円
繰越控除後の所得金額（⑪－⑫）		⑬	円	0円

＜ 戻る
① 確認終了（次へ）＞

- ① 金額を確認し、『確認終了（次へ）＞』ボタンをクリックします。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

12 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

株式等の譲渡所得等との損益通算及び繰越控除の結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の内容を表示しています。内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。
当画面においては、赤字（損失）の金額は△を付けずに表示しています。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	60,000円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑥	60,000円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額	本年分で差し引くこと のできなかった上場株式等 に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 （平成25年分）	(A) 250,000円	(D)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 250,000円 (E)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 0円	⑦ ((B)-(F)-(G)) 90,000円
本年の 2年前分 （平成26年分）	(B) 300,000円	(F)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 150,000円 (G)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 60,000円	
本年の 前年分 （平成27年分）	(C) 800,000円	(H)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 0円 (I)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 0円	⑧ ((C)-(H)-(I)) 800,000円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等 の金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額（(D)+(F)+(H)）	⑨	400,000円	
本年分で分離課税配当所得等金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡損失の 金額の合計額（(E)+(G)+(I)）	⑩	60,000円	⑪ 890,000円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤+⑦+⑧）			

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（⑥－⑩）	⑫	0円
--	---	----

< 戻る

①

確認終了（次へ）>

① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額入力」画面へ戻ります。

13 収入金額・所得金額入力

収入金額・所得金額入力			
収入金額・所得金額に関する項目の入力を行います。 入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。 必要な項目の入力が終了したら、画面下の「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。 →入力の流れを確認する			
総合課税の所得		(単位：円)	
所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業） ?	入力する		?
不動産所得 ?	入力する		?
利子所得 ?	入力する		?
配当所得 ?	訂正・内容確認	✓	分離課税の配当所得の入力有 ?
給与所得 ?	入力する		?
雑所得 ?	公的年金等	入力する	?
	その他	入力する	
総合譲渡所得 ?	入力する		?
一時所得 ?	入力する		?
合計 ? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。			0 ?
分離課税の所得		(単位：円)	
所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する		?
株式等の譲渡所得等 ? ※	訂正・内容確認	✓	上場株式等 400,000 ?
上場株式等に係る配当所得等 ?	訂正・内容確認	✓	60,000 ?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する		?
退職所得 ?	入力する		?
決算書・収支内訳書作成コーナーへ			
※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は 訂正する方はこちらをクリックしてください。 < 戻る 入力終了（次へ）>			

※ 株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力結果が表示されます（「株式等の譲渡所得等」及び「上場株式等に係る配当所得等」には、損益通算後、繰越控除前の金額が表示されます。）。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、生命保険料控除や住宅借入金等特別控除などの所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。